

2014年10月30日

会員の皆様へ

事業協同組合 全国焼肉協会
会長 新井 泰道

生食の取り扱いについて

拝啓 会員の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また日頃より、協会の活動にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、報道等でご案内のとおり、法律で禁止されている牛レバーの生食をお客様に提供したとして京都の焼肉店の経営者らが逮捕されました。もちろん焼肉協会の会員ではありませんが、この事案での逮捕例は2件目です。

協会からは、本年2月28日にも「生食の取り扱いについてのお願い」として皆様に注意喚起をお願いしておりますが、今回の報道を受けて、再度お願いするものです。

また、牛レバーに限らず、牛肉の生食についても法令に則った方法にて提供させていただきますよう重ねてお願いいたします。

敬具